

第18回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

1 開催日時

令和4年1月21日（金） 午前10時～午前11時15分

2 会場

京都市役所本庁舎1階 第3会議室

3 次第

(1) 会長・副会長の選出

互選により伏見委員を会長に，岡本委員を副会長に選出

(2) 議題

ア 路上喫煙対策の取組について

（過料徴収区域及び件数，啓発の取組，定点調査の状況，改正健康増進法）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響等について

(3) 報告事項

ア JR西大路駅喫煙場所の移転について

4 概要

主な意見は下記のとおり

記

3(2)議題について

○委員

- ・ 3点ほど意見及び質問をさせていただきたい。

まず1点目は，市内全域で路上喫煙が禁止であるという認知度が低いと思う。過料徴収地域では知っている方が一定おられるが，当該地域以外はたばこを吸ってもいいと思われている方が大半であると思う。

最近では市政広報版で路上喫煙禁止のポスターを貼られていたが，一定期間だけであった。市政広報版や路面でのシート表示を含めて，常設掲示できる啓発を行って欲しい。

また，努力義務がありますなどのややこしい言い回しではなく，「市内全域で路上喫煙は禁止です」と周知することが必要だと思う。

- ・ 2点目は、喫煙場所について御質問したい。新京極公園にある喫煙場所を何度か拝見した。喫煙場所の近くにはルールを守らないと喫煙場所を廃止しますとの警告文も掲示もされている。しかし、実際はいつも喫煙場所のエリアを超えて、喫煙する方が見受けられた。また、たばこの箱や吸殻を捨てている方もおられ、喫煙場所の適切な管理・運営は必要と感じた。
- ・ 3点目は、改正健康増進法のチラシでも説明いただいたが、屋内全面禁煙について御質問したい。居酒屋などが屋内禁煙されているのはいいが、軒先の1mぐらいの場所を喫煙スペースにされている。そうするとすぐ横が道路のため、たばこの煙が歩道に出てしまう。

また、居酒屋でよくあるが、道路に向かって直接有害な煙を排気しているところがあり、通行人の健康被害につながるのではないかと感じている。

それからコンビニエンスストア（以下、コンビニという。）で、例えば烏丸丸太町のガストの横にあるコンビニは、地下鉄駅の近くでもあり通行人が多いところに喫煙場所が設けてある。そこは歩道に面しているため、コンビニ利用者だけでなく、地下鉄利用者もそこで喫煙するため、すごい煙の量である。私有地であるため、法的規制は難しいかもしれないが、大手コンビニに協力を呼び掛けるなど、そういった対応も考えていただければと思う。

●事務局

- ・ 1点目の「市内全域での路上喫煙禁止の認知度が低い」という御指摘について、非常に多くの市民の方からお問合せをいただいている。委員から御紹介いただいた市政広報板を含め様々な手法を用いて、市民の皆様にルールとマナーを守っていただくよう周知に取り組んでいる。

過料徴収区域であれば、千円の過料が取られることが抑止効果となり、かなり守られているが、当該区域以外のところは喫煙可能と思われる方が多い。

拡声器付きの広報車や路上喫煙指導員が駅や人が集まるエリアで適宜巡回・指導を行っているので、引き続き啓発に取り組んでいく。

すぐに効果が出るものではないが、継続していくことが大切であると考えており、「市内全域で路上喫煙禁止である」という理解が進むように引き続き取り組んでまいらる。

- ・ 2点目の、公園に設けている喫煙場所からはみ出し喫煙については、新京極公園に限らず多数の御意見をいただいているところであり、引き続き利用ルールの徹底を周知していかなければならないと考えている。

特に、新京極公園は過料徴収区域でもあるため、路上喫煙等監視指導員による巡回の回数を増やすことも必要に応じて検討してまいらる。

ただし、全ての喫煙場所を限られた人員で巡回することは、マンパワー的にな

かなか困難であるため、様々な方法を用いながら周知・啓発に取り組んでまいりたい。

- ・ 3点目の、「店舗等敷地内の喫煙場所による受動喫煙について」だが、屋内では原則禁煙のため、店舗等敷地内の屋外に喫煙場所を設けることは可能である。ただし、配慮義務があり、「喫煙場所を設置する際は、受動喫煙がおきない場所とするよう配慮すること」と定められている。そのため、人通りが多い場所に喫煙場所を設置することは、受動喫煙防止の点から適切ではない。

日常的に特定の店舗等敷地内の喫煙場所はおかしいのではないかという御意見や苦情もいただいております、店舗側に改善を促すように指導させていただいている。

しかし、店舗側も別の場所に喫煙場所を設置したいが、建物構造上、設置が難しいケースもあり、全ての店舗で配慮義務に対応しているとはいえない。

また、コンビニについては、各店舗を取り締まる本部に促すような形で、それぞれの店舗について調査や指導を行っているところである。例えば、受動喫煙防止のポスターを店舗側に貼っていただくなどの対応をお願いしている。なかには、灰皿が設置されている店舗もあるが、受動喫煙とならないよう個別に指導等の対応も行っている。

禁止区域であれば、千円の過料が取られるという危機感から喫煙されないが、店の軒先など、それ以外の場所は吸ってもいいという理解はあると考えている。

- ・ 先ほどの説明の補足になるが、市政広報板については、掲示できる市政情報の枠が年間24枠あり、他所属の広報物も含めて掲示するため、広報板への常設掲示は難しいが、可能な限り枠の確保に努め、路上喫煙禁止の啓発を進めていく。

また、路面シートやステッカーを過料徴収区域外の設置可能な場所に貼ったり、希望される市民の方にステッカー等を送付し、家の軒先に掲示いただいている。引き続き市民の方々の御協力も得ながら取り組んでまいりたい。

○委員

- ・ 市政広報板については、常設が難しいのであれば、例えば観光案内所と連携し、「京都市内全域で路上喫煙禁止です」などの啓発をされてはどうか。

市内随所でステッカーや路面シートを見かけ、取組されているのはわかるが過料徴収区域でないため喫煙をしてもいいと思っている人よりも、路上で喫煙してはいけないということを知らずに吸っている人の方が多いと思う。

また、町内回覧板やコンビニなど、御協力いただけたところに路上喫煙禁止のポスターやチラシなどをお願いできれば、非常に効果的なのではないかと思う。

●事務局

- ・ 御指摘いただいた観光関連の部局などとも更に連携しながら、取組を進める。

○委員

- ・ 市民への認知度が低いということに関して、何か意識調査やアンケートは行っ

ているか。

●事務局

- ・ そのことに関するアンケートは実施していないが、過料徴収区域以外のエリア、特に周辺地域では、通行人がそれほど多くなく開放的な場所も多いため、喫煙禁止の意識が薄いと感じている。周辺地域でも人が集まりやすい、駅や病院、商業施設についても、音声啓発等を実施し、路上喫煙禁止の認知度が高くなるよう努めてまいりたい。

○委員

- ・ 効果測定もしていかなければ、対策にもつながらないので御検討いただきたい。

●事務局

- ・ 周辺地域でも特に高齢者の方の路上喫煙が多く見受けられる。利用の多い病院等の周辺も含めて、啓発に取り組んでまいる。

○委員

- ・ 以前と比べると路上喫煙は減っているが、ゼロではないと感じる。事務局からの説明では、人が集まる場所での街頭啓発活動は中止中ということである。中心市街地から少し離れた商店街は、子どもたちの登下校の場所になっているところもあるので、商店街にポスター等の掲示依頼をしてはどうかと考えている。子どもたちの見守りを行っている際に、路上喫煙者を見かけた場合、注意しているが、ポスター等の掲示がないと、なぜダメなんだと反論されることもある。

また、吸殻のポイ捨ても見受けられるため、ぜひ商店街でポスター等を掲示させていただきたい。

●事務局

- ・ ポスター等の在庫を確認し、別途調整させていただきたい。商店街でのポスター掲示は、市民の方々に効果的に啓発できる方法であり、御提案に感謝申し上げます。

○委員

- ・ 市内中心部の過料徴収区域に、なぜ木屋町通が入っていないのか。飲食店が多い場所がかつ店内で吸えないということであれば、路上に出て喫煙してしまうのではないか。

●事務局

- ・ 指定要件の「平日・休日の平均通行人数」を調査している中で、木屋町通は昼間の通行人がほとんどなく、特に週末・休日の夜間に通行人が多くなるという状況であるため、平均通行人数の関係もあつたのではないかと思われる。また、過料徴収にあたり、指導員が路上喫煙を現認してから過料徴収を行うが、夜間は喫煙者の現認・確認が難しいという課題もある。また、飲酒されている方から過料徴収を適正に行えるのか等の課題もあり、それらの観点を踏まえて過料徴収区域

の指定について慎重に判断されたと考えている。

当然、実行性の問題もある。禁止区域に指定しても指導員が巡回できなければ、その実効性も担保できないため、そういった面からも判断していく必要があると考えている。

○委員

- ・ 実効性というお話もあったが、やけどなどの被害防止という観点で過料徴収区域を設定されているかと思う。他の区域も含めて過料徴収区域に指定して欲しいとの要望があることや、今後もどういった拡大の要望がでてくるかわからないが、過料徴収区域の指定には、木屋町通なども含めて追加的に検討する可能性はあるのか。

●事務局

- ・ 木屋町通に限らず、市内全域を禁止区域に指定してはという御意見もある。もちろん様々な事前調査などが必要であるため、審議会の御意見も踏まえながら検討していければと考えている。

また、過料徴収区域の指定は、千円の過料を徴収するというだけでなく、喫煙はできないという周知効果の観点からも考える必要がある。木屋町通は夜間の人通りが多いため、夜間に指導員が巡回することになるが、夜間は視認も難しく、飲酒されている方が多いことから、指導員が巡回していることがわからないという問題もある。過料徴収区域の指定に当たっては、周知効果も踏まえて慎重に検討していく必要がある。

○委員

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関して、喫煙時にはどれだけウイルスが飛散するのかというデータはあるのか。

●事務局

- ・ 我々のところで、ウイルスの飛散に関するデータは持ち合わせていないが、呼気からウイルスが飛散するため、感染者が喫煙する際の呼気からウイルスが出ることは事実としてあると思う。しかし、それがどれだけ飛散しているか、影響が出ているのかというデータは持ち合わせていない。

18箇所の喫煙場所については、できるだけ距離を取って喫煙いただけるように、立ち位置を決め、ソーシャルディスタンスをとって利用いただくように御案内しており、感染対策を徹底した管理・運営に努めている。

以上